

川崎市立図書館の市内病院への読書サービスに関する要綱

1 支援の目的

川崎市立図書館(以下「図書館」と称す)は、市内病院(以下「病院」と称す)の要請に基づき、病院内における患者への読書サービスを病院が円滑に行えるように支援を行う。

2 支援の内容

(1) 団体貸出しまたは譲渡による図書館資料の提供。

病院内での貸出し・閲覧の方法については、病院、図書館双方で協議する。書棚などの備品類は、原則として病院が用意する。資料の紛失・汚破損についてはそのつど図書館、病院双方で協議する。

(2) ボランティア養成講座への講師の派遣・紹介。

読書ボランティアの育成ボランティア組織の運営については、病院の責任において行う。

図書館は病院の要請にもとづきボランティア活動の円滑な運営のために必要な支援を行う。

(3) 読み聞かせボランティア等の派遣・紹介。

(4) その他目的達成のために必要な支援。

3 その他

この要綱に定めるものの他必要な事項については、そのつど図書館、病院双方で協議する。

この要綱は平成 14 年 1 月 1 日から施行する。